

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年3月7日 14時25分ごろ
発生場所	佐賀県 ^{かりや} 仮屋湾 仮屋三等三角点から真方位204° 1,050m付近 (概位 北緯33° 28.0′ 東経129° 50.2′)
事故の概要	漁船むつ丸は、南東進中、また、プレジャーボートたいこう11は漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年3月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 むつ丸、4.9トン SA3-24907（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート たいこう11、0.4トン 290-65550佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、ひき縄釣り漁を行いながら約3ノットの対地速力で南東進中、船長Aが、A船の右舷方を追い越して行くB船を認め、B船が仮屋港に向かって航行していると思い、後部甲板で作業を続けていたところ、前路で漂泊を開始したB船に衝突した。 B船は、レンタルボートで、船長Bが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、漂泊中、A船と衝突した。
分析	A船は、南東進中、船長Aが、A船を追い越していったB船が仮屋港に向かって航行していると思い、後部甲板で作業を続けていたことから、前路で漂泊を開始していたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂泊中、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南東進中、B船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、他船の動向に思い込みで判断せず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------|